

区分	K 建設廃材		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
セメント・礎石・石材 及びその解体くず	コンクリート塊、ブロック、 岩石レンガ、ALCモルタル、 セメント・石灰・漆喰・珪藻土	固形のもの	40cm以下×直径(厚み)25cm以下 アスベスト含有物は搬入禁止 建設リサイクル法に係る特定建設資材に該当するものは搬入禁止	埋立場8トン かつ4m ³
		粉末状のもの	搬入禁止 ただし、固形化させた廃棄物は上記条件にて受け入れる	-
石膏ボード類	プラスターボード ジプトーン・ラスボード	2m以下×2m以下 ※他のものと混載で搬入する場合は、1日1回限りとし、1回の受入量は全体で100kgかつ0.2m ³ までとする	不燃性のものでアスベスト含有物は搬入禁止 グラスウール、ロックウールを含むもの(岩綿吸音板等)は飛散防止のため袋詰め等を行い搬入すること	埋立場100kg かつ0.2m ³
不燃性サイディング類(金属製を除く)	サイディング(断熱性壁材)・ケイ酸カルシウム板・木毛セメント・スレート	2m以下×2m以下 ※他のものと混載で搬入する場合は、1日1回限りとし、1回の受入量は全体で500kgかつ0.5m ³ までとするただし、石膏ボード混載の場合は1回の受入量は全体で100kgかつ0.2m ³ までとする	不燃性及び難燃性のものでアスベスト含有物は搬入禁止	埋立場 500kg かつ0.5m ³
金属製サイディング		パネ、厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼を含まないもの 2m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可 断熱材を取り除くこと	資源化センター 100kg
		(上記以外のもの)2m以下	事業者による搬入は不可	埋立場100kg かつ0.05m ³
タイル		2m以下×2m以下	不燃性及び難燃性のものでアスベスト含有物は搬入禁止	埋立場8トン かつ8m ³
瓦		2m以下×2m以下	不燃性及び難燃性のものでアスベスト含有物は搬入禁止	埋立場8トン かつ4m ³
コロニアル(屋根材)		2m以下×2m以下	不燃性及び難燃性のものでアスベスト含有物は搬入禁止	埋立場1トン かつ1m ³
コーキング材(シーリング材)			固まったもの 液状・ペースト状等は搬入禁止	埋立場 50キロ かつ0.05m ³
屋根等の防水シート材	アスファルトルーフィング	2m以下×2m以下 ※他のものと混載で搬入する場合は、1日1回限りとし、1回の受入量は全体で500kgかつ1m ³ までとする。ただし、石膏ボード混載の場合は1回の受入量は全体で100kgかつ0.2m ³ までとする	アスベスト含有物は搬入禁止 ※可燃性であるが、焼却によりタールが溶け出し火災が発生する原因となるため埋立場で受入	埋立場 500kg かつ1m ³
断熱材	押出し発泡ポリスチレン等の可燃物	可燃性のもので 臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×厚み25cm 東部工場 1m以下×1m以下×厚み25cm		工場300kg
	グラスウール ロックウール	不燃性のもので 配管、ダクト等で保温材で覆ってあって分離が困難なものも含む 2m以下	アスベスト含有物は搬入禁止 飛散防止のため袋詰めをして搬入・投入すること 分離した配管やダクトなどの金属類は搬入不可のため除去すること	埋立場50kg かつ0.05m ³
コンクリート電柱 ヒューム管		2m以下×直径50cm以下		埋立場8トン かつ4m ³
耐火二層管(不燃性の外管部分)		2m以下	アスベスト含有物は搬入禁止	埋立場500kg かつ0.5m ³